

## 2 厳しい財政状況

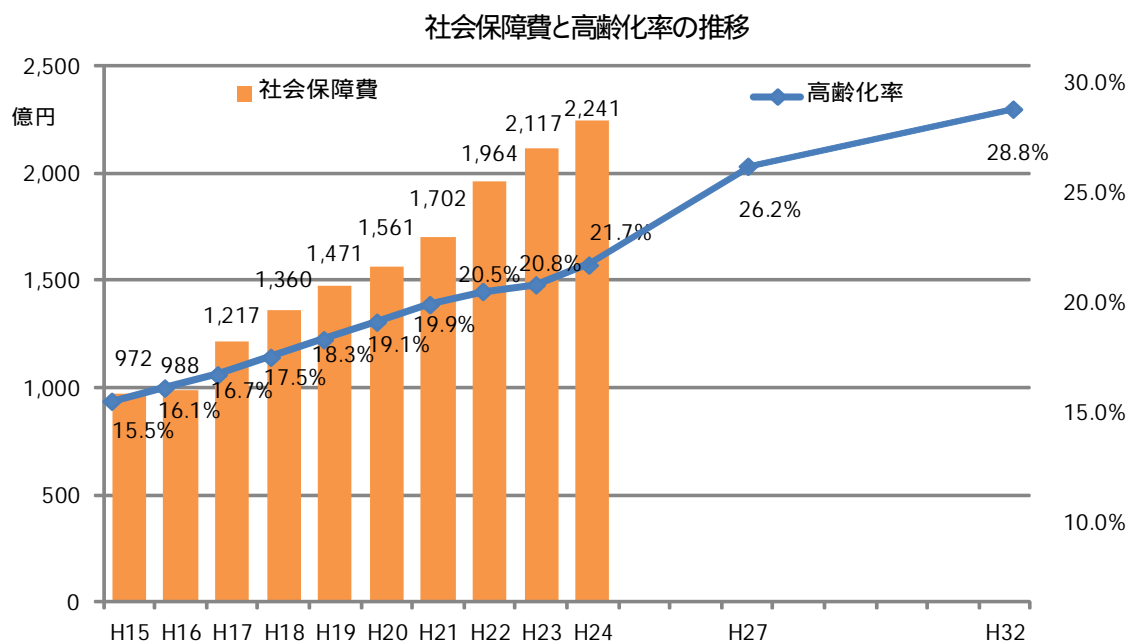
### (1) 歳出の状況

高齢化の進展などによる社会保障費の増や、これまでの臨時財政対策債の発行による公債費の増、さらには、大量退職時代の中、退職者数の増などにより、今後も義務的経費全体は増加する傾向にあります。

#### ア 高齢化の進展などによる社会保障費の増加

千葉県は全国的に見ても高齢化が進展していること、また、国民健康保険など国の社会保障制度の改正により県負担が増加したことなどもあり、社会保障費は増加しています。

高齢化率は平成15年度の15.5%から、平成24年度の21.7%と6.2ポイント上昇しており、将来的にも、平成27年度26.2%、平成32年度28.8%と上昇していく見込みです。これに伴い、現行制度が続けば、今後も、社会保障費は増加していく傾向にあります。



社会保障費は最終予算額。

高齢化率は、24年度までは「千葉県年齢別・町丁字別人口(千葉県)」による実績値。

27年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

#### 社会保障費の主なものの決算額の推移

(億円)

事業名	H20	H21	H22	H23	H24
後期高齢者医療給付費県負担金	244	279	294	332	345
介護給付費県負担金	338	360	381	408	446
国保県財政調整交付金	209	210	242	255	321
国保経営安定化対策事業	94	101	128	134	141
自立支援給付費負担金	70	82	94	108	126

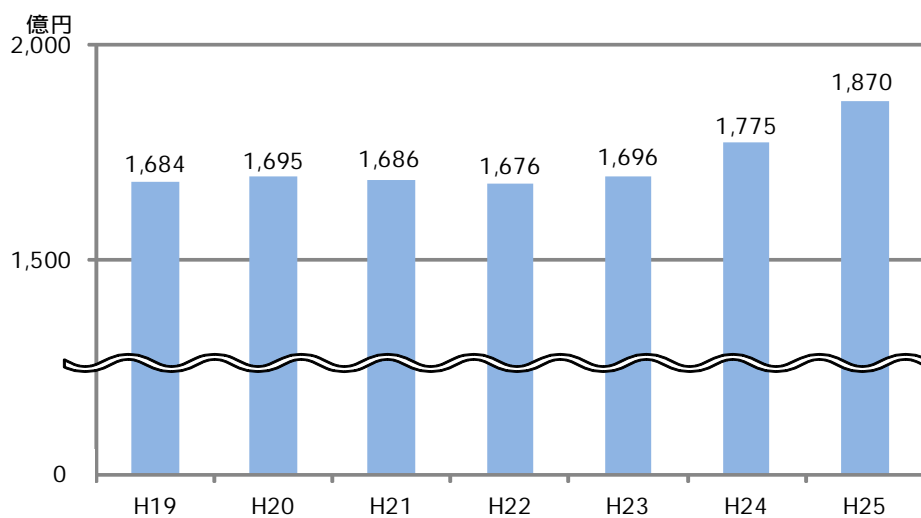
国保県財政調整交付金については、平成24年度から、県負担が7%から9%へ引上げられています。

## イ 臨時財政対策債の発行による公債費の増加

投資的経費の抑制により、建設地方債等の発行は減となっているものの、近年、臨時財政対策債の発行が増えており、とりわけ、平成21年度以降は、1,000億円を超える多額の発行を余儀なくされていることから、公債費は増加傾向にあります。

臨時財政対策債は、地方交付税の国の財源不足を補うための臨時的な措置であり、本来はその全額が地方交付税として交付されなければなりません。国の地方交付税率の引上げなど一刻も早い抜本的な改正が待たれるところです。

公債費の推移



H24までは決算額、H25は9月現計予算額

### (参考)

民間資金の借入れに対する元金償還(積立)は3年据置のため、22年度以降の臨時財政対策債の大量発行により、25年度以降も公債費は増加します。

#### 【臨時財政対策債の発行額の推移】

(単位：億円)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
発行額	493	601	1,214	2,003	1,802	1,759	1,848

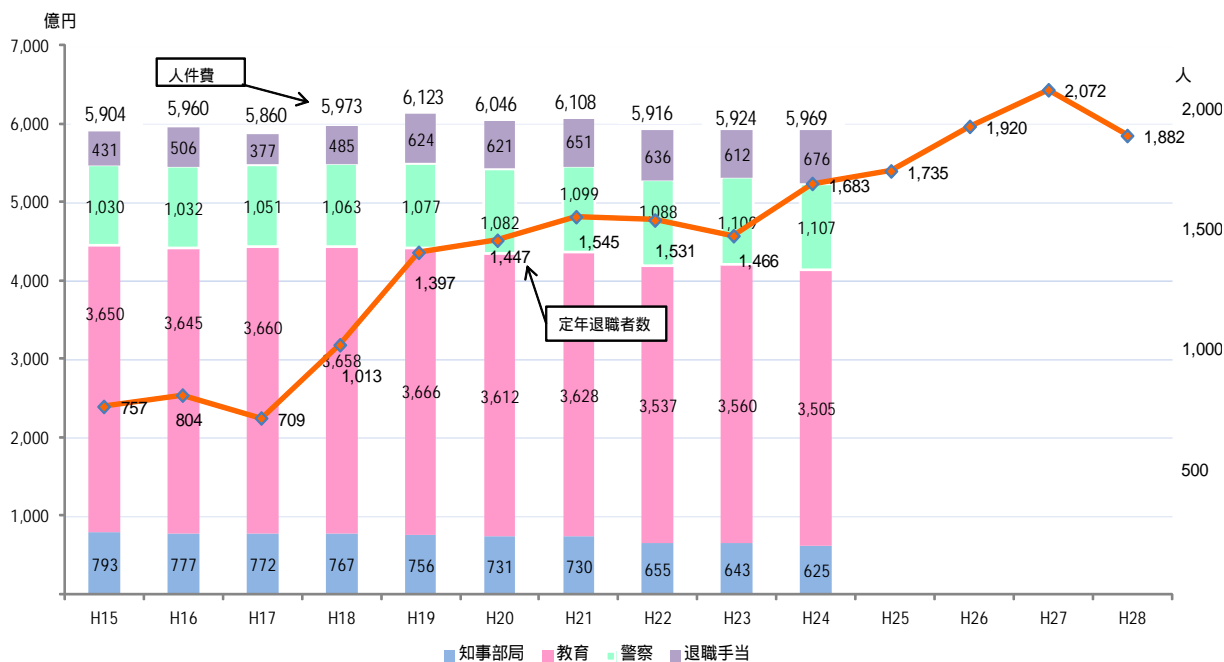
H25は決定額ベース

### ウ 大量退職時代における退職手当の負担増

人件費のうち退職手当を除く給料や手当等の総額は、これまで給与や定員管理の適正化に努めてきたため、やや減少傾向にあります。

しかしながら、定年退職者数は、平成17年度の709人から平成24年度の1,683人と大幅に増加しています。定年退職者数は、平成27年度まで増加傾向が続き、その後も高水準で推移することが見込まれていることから、今後も多額の退職手当の負担が続き、人件費総額は高止まり状態にあります。

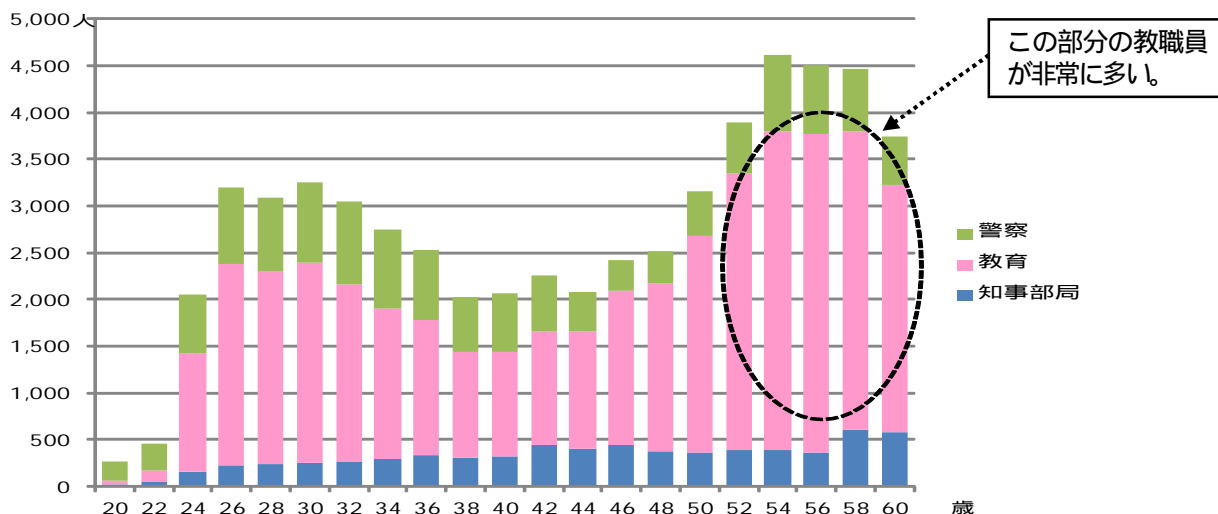
人件費と定年退職者数の推移



人件費は最終予算額。定年退職者数はH24までは実績、H25以降は推計。

(参考) 職員の年齢構成 (一般会計)

平成24年4月1日現在



本県職員の年齢構成をみると、50歳以上の職員数が全体の4割を占めています。

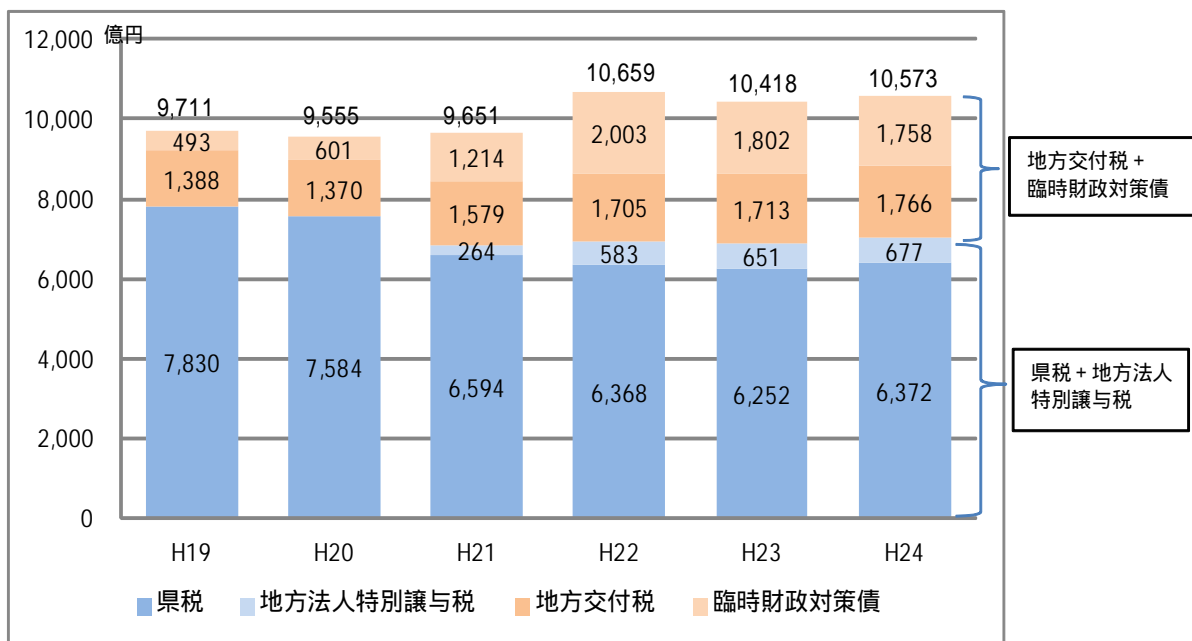
## (2) 歳入の状況

### ア 県が自由に使える一般財源の伸び悩み

県税収入は長引く景気低迷の影響などから伸び悩みの状況が続いています。また、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は伸びていますが、社会保障費などの必要な県民サービスを提供していくための十分な一般財源が確保されているわけではありません。

また、平成26年度以降、地方消費税率の引上げによる増収要因はありますが、これも、今後の高齢化の進展に伴う社会保障費の増に対応するためのもので、県が自由に使える一般財源の増要因とはならず、引き続き、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

主な一般財源の推移



- 1 金額は決算額。
- 2 H23、H24の地方交付税は、震災復興関係の特別交付税を除いた額。

### (参考)

(1) 地方交付税総額：所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%

(2) 引上げ後の消費税に係る地方への配分

	現行	H26.4.1~	H27		H28.4.1~
			~9月	10月~	
消費税 + 地方消費税	5%	8%			10%
消費税	4%	6.3%			7.8%
うち交付税分	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)		1.52% (法定率19.5%)
地方消費税	1% (100分の25)	1.7% (63分の17)			2.2% (78分の22)
地方分合計	2.18%	3.10%			3.72%